

加東市いじめ防止基本方針

加東市教育委員会
令和8年3月改定

はじめに

加東市教育委員会（以下、教育委員会という）では、これまで「加東市いじめ防止基本方針」を定め、市全体で児童生徒の安全を守る体制づくりに努めてきました。しかしながら、この度発生したいじめ事案に関して、設置した「加東市いじめ問題対策委員会（以下、対策委員会という）」から、令和7年8月に教育委員会及び学校の体制、対策等について提言をいただきました。教育委員会では、この提言を厳粛かつ真摯に受け止め、学校・行政・家庭・地域が一体となって実効性のあるいじめ防止対策を再構築するため、本方針の見直しを図りました。

提言内容を踏まえ、①教科学習等による未然防止教育の推進、②教職員間の情報共有の徹底、③外部機関との連携強化、④相談しやすい環境の整備を取組の柱とし、すべての児童生徒が安全で安心に学べる学校づくりに努めます。また、学習指導と生徒指導の一体化を推進し、市全体を挙げて改革に取り組みます。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、児童生徒自らが相談できることやSOSを発信する力の大切さを指導・支援していきます。

いじめ問題の解決は、学校のみならず、社会全体で取り組むべき最重要課題です。私たちは、児童生徒が発するSOSを確実に受け止め、組織として迅速かつ適切に対応することで、いじめを許さない環境を築きます。すべての児童生徒の人権が尊重される地域社会の構築を目指し、「人間力の育成」の実現に向けて取り組んでまいります。

目次

第1章	いじめの防止等についての基本的な考え	
1	基本理念	1
2	定義	1
3	基本認識	1
4	責務	2
5	いじめの防止等に関する基本的な姿勢	3
6	条例等による措置	4
第2章	いじめ防止等に対する取組	
1	教科学習等による未然防止教育の推進	5
2	教職員間の情報共有の徹底	6
3	外部機関との連携強化	7
4	相談しやすい環境の整備	7
第3章	重大事態への対処	
1	重大事態の定義	11
2	重大事態の調査	11
3	対象児童生徒および関係児童生徒への対応	13
4	保護者への対応	14
5	関係機関等への対応	14
第4章	いじめ防止等の検証と見直し	
1	基本方針の適時・適切な見直し	15
2	取組状況の随時検証	15
3	学校評価を活用した検証と公表	15

第1章 いじめ防止等についての基本的な考え

1 基本理念

いじめは深刻な人権侵害であり、場合によっては、その生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがあるという認識のもと、児童生徒一人一人の人権が尊重され、いじめを許さない学校づくりのため、教職員が一体となった取組を図る。全教職員が、「いじめに繋がるトラブルや人権問題は児童生徒の日常生活の中に存在する」という認識のもと、毎日の学校生活を通して、あらゆる方法により、児童生徒が「困った」「悩んでいる」ことを積極的に理解するように努め、児童生徒の人間関係を調整し、いじめの芽を摘むよう取り組む必要がある。そのために、市・教育委員会・学校・保護者等は、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ積極的に連携して、児童生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境を整えるとともに、いじめの防止等に取り組むものとする。

2 定義

この基本方針において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（『いじめ防止対策推進法（以下、「法」とする）』）とし、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行う。

3 基本認識

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥ いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法規に抵触する可能性がある。
- ⑦ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

兵庫県教育委員会『いじめ対応マニュアル』（令和7年3月〈改訂版〉）より

4 責務

いじめの防止及び解決に向けて、市・教育委員会（行政）、学校・教職員（学校）、保護者（家庭）、市民（地域）がそれぞれの立場から果たすべき責任と義務は以下の通りとする。

（1）市・教育委員会の責務

行政として、いじめを許さない環境の土台を築き、関係機関を支える役割を担う。

- ①本方針の基本理念に基づき、いじめ防止と解決に必要な具体的措置を講じる。
- ②あらゆる機会を通じ、市民の意識を高めるための啓発活動を推進する。
- ③いじめの早期発見、早期対応に向けて効果的な通報体制を構築し、すべての児童生徒や保護者が安心して話せる相談体制の充実を図る。
- ④スクールロイヤー^{※1}や関係機関等との情報の共有と、迅速な対応のための連携の強化に努める。

（2）学校・教職員の責務

児童生徒たちと直接接する場として、組織的な対応と豊かな心の育成を担う。

- ①保護者や地域と連携し、学校全体で未然防止・早期発見に取り組むとともに、法第22条に基づき、教職員やスクールカウンセラー^{※2}、スクールソーシャルワーカー^{※3}等（以下、専門職という）で構成される「いじめ対応チーム（学校いじめ対策組織）」を設置する。また、いじめを認知した際は、速やかに組織的に対処し、教育委員会へ報告する。
- ②道徳心や他者の尊重、生命の尊厳を育む教育活動を推進し、「相手が心身の苦痛を感じる行為」はいじめであり、決して許されないことを理解できるように指導する。
- ③国や県、本方針に基づき、実情に合わせた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

（3）保護者の責務

家庭における教育の責任者として、子どもの規範意識の醸成と安全の確保を担う。

- ①いじめの定義を正しく認識し、「相手を傷つける行為は決して許されない」ことを子どもに理解させる。
- ②自身の子がいじめを受けた（または疑いがある）場合、適切に保護するとともに、速やかに学校、市、または関係機関へ通報・相談を行う。
- ③学校や市が実施するいじめ防止の取組に協力するよう努める。

（4）市民の責務

地域社会の構成員として、子どもたちを温かく見守る環境づくりを担う。

- ①地域での見守りや声かけを行い、子どもが安心して過ごせる地域環境づくりに努める。

②いじめを発見した際は、速やかに市、学校、または関係機関へ情報を提供するよう努める。

③通報や相談を通じて知り得た個人情報は、第三者に漏らさない。

(5) 子どもへの働きかけ（導きと支援）

子どもたちが自らいじめを許さない態度を身に付け、互いに支え合えるよう導く。

①相手に心身の苦痛を与える行為（いじめ）を絶対に行ってはいけないことを理解し、いじめを許さない態度を身に付けられるよう導く。

②いじめを受けた場合は、一人で悩まず、家族や学校、友人に相談するよう伝えるとともに、アンケートや教育相談、市の相談窓口など、具体的な相談・訴えの方法を正しく理解させる。

③思いやりの心で協力し合い、一人一人が安心して生活できる人間関係を築けるよう支援し、すべての子どもが、自分の持つ能力の素地を健やかに伸ばしていける環境を整える。

※1：スクールロイヤー

法的根拠に基づき、いじめ事案等に対して助言を行う専門家

※2：スクールカウンセラー

心理の専門知識に基づき、心のケアやカウンセリングを行う専門職

※3：スクールソーシャルワーカー

福祉の視点からの働きかけや関係機関との環境調整を行う専門職

5 いじめ防止等に関する基本的な姿勢

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながらいじめを受ける側もいじめを行う側も経験する。また、これらの行為が繰り返されたり、多数から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」同様、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめを受ける側・いじめを行う側という二者関係だけでなく、学級等のさまざまな所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性など）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、そして、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

さらに、インターネット上で誹謗中傷を受けた児童生徒が、本人はそのことを知らずにいる場合、たとえ当該児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていなくても、いじめを行った側の児童生徒への指導等について法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じることが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮やいじめを受けた児童生徒の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが重要である。

6 条例等による措置

(1) 加東市いじめ問題対策委員会の設置

いじめ防止等のための対策を実行的に行うとともに、重大事態が発生した際の調査等を行う附属機関として、条例に基づき「加東市いじめ問題対策委員会」を設置する。なお、学校設置者の下に設ける組織として兼ねることができる。

(2) いじめに対する措置

教育委員会は、法第23条第2項の規定による報告を受けたとき、必要に応じ、その学校に対して必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講じるよう指示する。また場合により、「いじめ問題対応チーム」を設置し、必要な調査及び学校への支援を行う。また、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くため、必要により学校教育法施行令第8条及び加東市児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則第4条の規定に基づき就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応する。

学校は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第35条第1項（同法49条において準用する場合を含む）及び加東市立学校の管理運営に関する規則第19条の規定に基づき、他の児童生徒の教育に妨げがあると認めるときは、当該児童生徒の出席停止を命じる等、いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じる。

第2章 いじめ防止等に対する取組

1 教科学習等による未然防止教育の推進

(1) 道徳教育の推進と充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳の時間を中心として学校教育活動全体を通して道徳教育を推進する。

児童生徒が道徳的価値について自ら考え、内面的な気付きと実際の行為を往還させながら、よりよい生き方を主体的に追求する態度を育てることを目的とし、道徳教育の充実を図る。併せて、保健体育科の「心の健康」に関する内容を意識して取り上げ、児童生徒がリラクゼーションや対人関係スキルを習得させる機会を積極的に確保する。

(2) 組織的な教育活動と心の育成

児童生徒の発達段階に応じ、学校生活を通して、自己肯定感を高めるとともに他者を尊重する態度を育成し、それが様々な場面で具体的な態度や行動として表れるような取組を推進する。さらに、「自然学校」や「トライやる・ウィーク」をはじめとした体験的な学習を充実し、生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てる。

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進

各校の児童生徒代表者が、自校の取組を交流したり、いじめ問題の解決に向けて話し合ったりする「KATO プロジェクトいじめ防止フォーラム」を開催する。児童生徒が主体となり「自分たちができることは何か」等を考え、いじめ問題を自分事として捉え、行動する機会を設定し、多様な取組を推進する。KATO プロジェクトの「いじめ防止活動」を中心に、児童生徒が主体となっていじめを許さない学校づくりを目指す。

(4) 情報モラル教育とインターネット対応

インターネット上のトラブル防止を目的に、加東市ネット見守り隊特別監視員等を講師として、教職員、保護者、児童生徒、地域住民等それぞれを対象とした研修会を開催し、起こりうる問題やその防止策等について啓発活動を推進する。

(5) 「人権教育講演会」の開催等による児童生徒・保護者への啓発活動の推進

各小学校で5・6年生児童を対象に「人権教育講演会」を開催し、児童一人一人が、生命を大切にする、自他の人格を尊重する、お互いの個性を認め合う、他者の痛みがわかる、他者を思いやる、正義感や公正さを重んじる等「豊かな心」を培う。また、小学生じんけん教室や人権ジュニアリーダー学級等への参加やいじめの問題、その取組について保護者の理解と指導への協力を促すよう周知・広報啓発活動を充実する。

2 教職員間の情報共有の徹底

(1) 組織的な対応体制

学校は、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、児童生徒一人一人を大切にする教育実践を行うことを土台に、全体計画、いじめの早期発見のための措置、いじめ事案への対処や校内連携の在り方、年間指導計画など、いじめ防止及び解決の観点から体系的・計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定めるものとする。いじめの兆候や情報を把握した際は、個人の判断で抱え込まず、直ちに「いじめ対応チーム」等の組織へ報告し、情報を集約する。組織として情報を共有し、事態の軽重を問わず、速やかに事実関係の確認を行う。

(2) 教職員研修の充実

校長を通じて、国の基本方針やいじめ問題に関係する通知等を踏まえて教職員へのいじめ問題に関する正しい理解促進の周知徹底を図る。教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長し、深刻化を招きうること、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることを教職員へ周知する。

また、いじめ等生徒指導上の課題に適切に対応できるよう、専門家等による管理職研修を計画・推進するとともに、児童生徒の主体的な活動を支えるための教職員研修を実施し、児童生徒と教職員が両輪となり、一人一人を大切にする学校・学級づくりを目指す。教職員が、いじめ問題に関する正しい理解および、その態様に応じた適切な対処ができるための研修や、専門職によるカウンセリングマインド研修等を計画・推進する。

(3) 早期発見における共有

教職員は、日ごろから児童生徒一人一人の立場や思いの理解に努め、児童生徒が進んで相談したり報告したりできる信頼関係を築いておかなければならない。そして、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関りを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

全児童生徒を対象に、各学期に「学校生活実態把握調査」を実施し、調査項目を生徒指導委員会等で協議し、教職員間の共通理解を図る等、校長を中心として組織的な対応を推進する。学校においてもアンケート等の実施により、児童生徒からのいじめについての訴えを受け止めるシステムの構築を推進する（例：定期的に全児童生徒に「悩みカード」などを記入させ、いじめや悩みを素早く把握することによって早期解決を図る等）。なお、いじめを受けている児童生徒は、知られたくないとの思いから、アンケート等への記入をためらうことも考えられる。これは、いじめを見た他の児童生徒についても同様である。記入に当たっての指導や記入後の様子など、細部にわたり安心して相談できる配慮を全学年・学級で徹底する。

3 外部機関との連携強化

(1) 関係機関との連携

いじめ問題に係る関係機関、団体等の連携を図るため、条例に基づき、「加東市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、情報共有と意思疎通を行う。学校単独での解決が困難な事案に対し、教育委員会内に「支援チーム」を組織し、兵庫県教育委員会の「学校問題サポートチーム」や関係機関と緊密に相談を行い、早期解決を図る。

(2) 警察等との連携

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案への対応に当たっては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して適切な対応を図る。また、インターネット上の書き込みや画像等によるいじめについては、専門機関と連携し、早期に削除する等迅速に対応することで被害の拡大や深刻化を防止する。

(3) 家庭・地域との連携

いじめの定義を正しく認識し、学校や市が実施するいじめ防止の取組に協力いただけるよう保護者に促す。民生委員等と連携し、地域における見守り活動を依頼する。

4 相談しやすい環境の整備

(1) 相談窓口の充実と周知

学校教育課（青少年センター）内に相談窓口を設置し、月曜日から金曜日まで（9時～17時）、児童生徒本人や保護者等からの電話相談や面接相談体制を整備する。校内の相談窓口のみならず、国や県の外部の相談機関について周知を徹底する。

(2) 専門職の配置

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、専門職による校内教育相談体制を整備する。本人および保護者に対して積極的な活用を促し、重層的なケア体制を構築する。また、教育委員会にスクールロイヤーを配置し、法的な根拠に基づき対応できる体制を整備する。

(3) 相談における配慮

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らいじめの情報を教職員に発信することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要する。これを踏まえ、児童生徒からの相談に対して、教職員等が速やかに対応することを徹底する。1人1台端末を使用したWebアンケートでは、単に「困ったこと」の有無を問うだけでなく、ストレス反応の有無を問うなど、「いじめ」という言葉を含まないが、児童生徒が強い心身反応を訴えていれば、声かけができる設問も取り入れる。

(4) 早期対応

①学校の「組織」を核とした対応

組織的な対応方針を策定した上で、いじめを受けた児童生徒への支援、いじめを行った児童生徒への指導、周囲の児童生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、機動的に対応する。

②いじめを受けた児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒の安全確保を最優先とし、本人の心情に寄り添いながら傾聴することで、心身の苦痛の状況や事実関係を詳しく把握する。「学校が全力で守り抜く」という姿勢を明確に示し、いじめを受けた児童生徒に落ち度があるかのような考え方で接することがないように留意する。具体的な支援策を提示し、事態が完全に解決するまで継続的な見守りと心のケアを行う。必要に応じて専門職と連携し、重層的なケア体制を構築する。

③いじめを行った児童生徒への対応

事実関係を多角的に確認した上で、予断を持たずに指導を行う。いじめを行った児童生徒に「いじめ」の自覚が乏しい場合であっても、相手が苦痛を感じている事実を明確に伝え、他者の尊厳を傷つける行為はいかなる理由があっても許されないことを理解させる。行為の重大性を認識させ、心からの謝罪へと繋げる。一方で、本人の背景にある悩みや葛藤にも配慮し、専門職を交えて再発防止と立ち直りを支援する。必要に応じて専門職と連携し、重層的なケア体制を構築する。

④いじめを通報した児童生徒への対応

通報者の秘匿を最優先とし、プライバシーの保護を徹底する。勇気を持ってSOSを発信したことを高く評価し、その勇気が守られることを保証する。教育活動全体を通じて当該児童生徒の安全を確保するとともに、保護者とも緊密に連携し、通報によって不利益が生じないよう細心の注意を払う。

⑤いじめが起きた集団及び周囲の児童生徒への対応

周囲の児童生徒に対し、いじめを「自分たちの課題」として捉えさせる指導を行う。静観（傍観）することは、いじめを助長する行為であることを理解させ、いじめを受けた側の立場に立った思考を促す。いじめを制止することが難しくとも、「信頼できる大人に知らせる」ことが正義であり勇気ある行動であることを肯定する。囁し立てる等の同調者に対しては、その行為がいじめに加担していることを厳しく指導する。

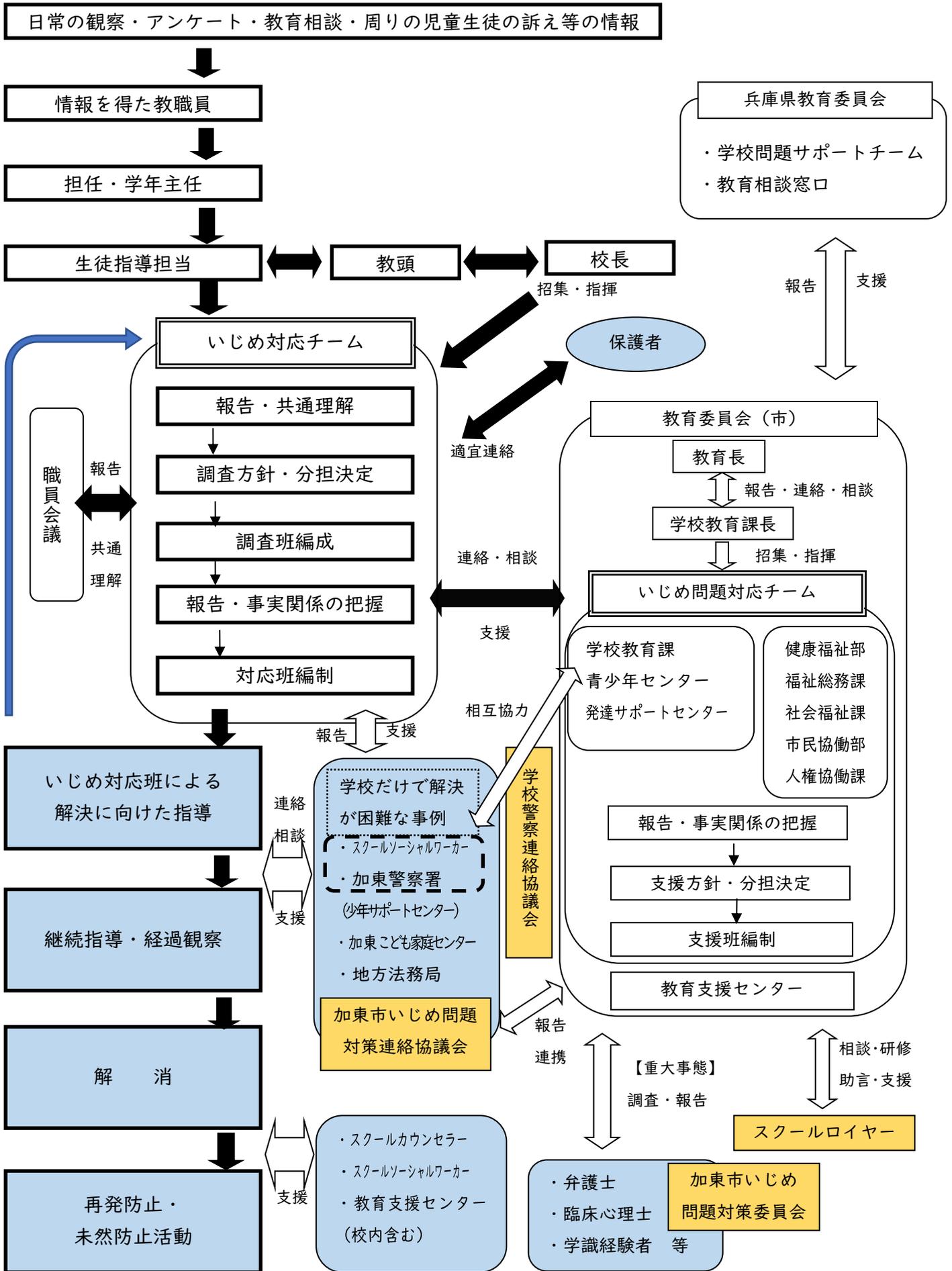
⑥保護者への対応

いじめを受けた側・いじめを行った側双方の保護者に対し、迅速かつ丁寧な事実説明を行う。いじめを受けた側には、学校が守り抜く方針を誠実に伝え、不安や要望を真摯に受け止める。いじめを行った側には、いじめを受けた側の苦痛を事実として正確に伝え、学校と家庭が連携して改善を図れるよう協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

学校は、双方の保護者間で事実認識の齟齬が生じないよう、適切な情報共有を講じる。特に、法的な判断が必要な事案や対応が困難な事案については、スクールロイヤーと連携し、専門的な知見に基づいた助言を受け、信頼関係に基づいた対応に努める。早期に法的な相談ができる体制を構築することで、問題の重篤化を防ぎ、客観的かつ適正な対応による円滑な学校運営を図る。

なお、いじめの解消については、「いじめに係る行為が止んでいること」および「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の双方が満たされ、一定の期間が経過するまで、安易に解消と判断せず継続的な支援を行う。また、専門職を活用し、保護者の精神的なケアにも努める。

<組織的な対応（例）>



第3章 重大事態への対処

いじめ重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文部科学省）」（以下、「ガイドライン」とする）、「いじめ対応マニュアル（令和7年3月兵庫県教育委員会）」により適切に対処する。

1 重大事態の定義

法第28条第1項に基づき、次に掲げる事態を「重大事態」と規定し、組織的に対処する。

第一号 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（生命・心身・財産重大事態）

（自殺企図、重大な身体傷害、精神疾患の発症、金品への重大な被害など）

第二号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校重大事態）

（年間30日を目安とするが、連続欠席の場合は日数に関わらず迅速に判断）

これらは事態が「確定」した段階ではなく、「疑いがある」と認める段階で重大事態として扱うことに留意し、迅速に対処を開始する。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校側が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と判断したとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。学校が把握していない重要な情報が含まれている可能性を鑑み、安易に否定せず、真摯に対処することを徹底する。

2 重大事態の調査

（1）発生時の報告および通報・相談

①教育委員会への報告

重大事態が発生した（疑いを含む）場合は、直ちに教育委員会へ第一報を入れ、速やかに文書（いじめ重大事態発生報告書）にて報告を行う。教育委員会はこれを受け、市長へ速やかに報告する。

②警察等との連携

暴力や金銭強要等の犯罪行為が疑われる場合は、被害児童生徒の保護を最優先とし、速やかに警察署に通報・相談を行う。

（2）調査の実施と組織

①調査の趣旨

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資することを目的とする。

②調査主体

事案の特性等に基づき、学校または教育委員会が主体となって調査を行う。学校が主体となる場合も、教育委員会の指導・支援のもと、速やかに調査組織を設ける。

③事実関係の把握

因果関係の特定を急ぐのではなく、いつ、誰が、どのような行為をしたか、背景事情や学校の対応はどうであったか等の客観的な事実を網羅的に調査する。

(3) いじめを受けた児童生徒および保護者への情報提供と意見の尊重

法第28条第2項に基づき、事実関係等の必要な情報を被害児童生徒および保護者に対して適切に提供する。

①所見の反映

情報提供の結果を踏まえ、保護者が希望する場合には、保護者側の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添える措置を講じる。

②プライバシーへの配慮

情報提供にあたっては、関係者の個人情報や他者のプライバシー保護に十分に配慮する。

(4) 調査結果の報告と再調査（法第30条）

①調査結果の報告

学校による調査結果は、速やかに文書（いじめ重大事態調査結果報告書）にて教育委員会へ報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

②市長による再調査

報告を受けた市長は、事態への対処や再発防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設ける等の方法により再調査を行うことができる。

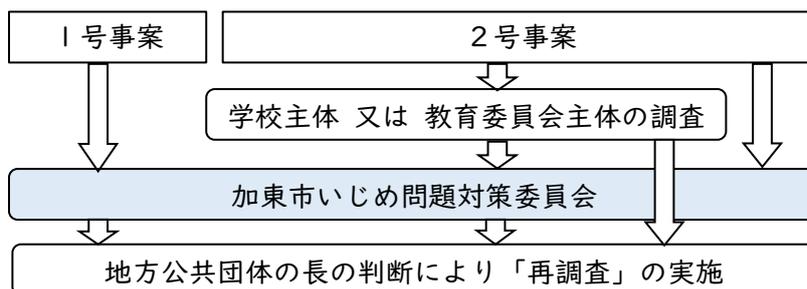
③措置の実施

市長および教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、必要な措置を講じるとともに、その結果を議会へ報告する。

④報告書の公表

「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（令和7年7月加東市教育委員会）」及びガイドラインに基づき、総合的に判断して対応する。

<重大事態対応フロー図>



3 対象児童生徒および関係児童生徒への対応

(1) いじめを受けた児童生徒への対応

いじめを受けた児童生徒の思いを受け止め、心身の苦痛の状況を深く理解しようとする姿勢を基本とする。「学校が全力で守り抜く」という決意を明確に伝えるとともに、事態の解消に向けた具体的な対応状況を速やかに示し、安心感を与える。

①組織的見守りと保護

生命、心身または財産への重大な被害を回避するため、複数の教職員による組織的・継続的な見守り体制を構築する。聞き取りの際は、児童生徒の心身の状態に最大限配慮し、安心して学習できる環境を確保する。

②専門職による支援

スクールカウンセラー等による相談体制を周知し、本人および保護者に対して積極的な活用を促す。

③家庭状況の把握と支援

スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じ、家庭状況を的確に把握する。不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携し、家庭全体を支援する。

④緊急避難措置

いじめが原因で不登校が生じている場合、本人の状況に応じて保健室や校内サポートルームへの登校や教育支援センターの利用など、柔軟な教育機会の確保と緊急避難措置を講じる。

(2) いじめを行った児童生徒への対応

事実関係を多角的に確認した上で、いじめは人格を傷つける絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為を深く反省させる。

①組織的指導と立ち直り支援

担任一人に任せず、組織として継続的な観察と指導を徹底する。本人の発達上の悩みや葛藤、抱えている問題など、いじめの背景にも目を向け、専門職と連携して立ち直りを支援する。

②出席停止

継続的な指導にもかかわらず改善が見られない場合は、教育委員会と連携し、法に基づく「出席停止」を検討する。その際も、家庭訪問等により当該児童生徒の学習権を保障し、改善に向けた家庭との連携を強化する。

(3) いじめを通報した児童生徒への対応

通報者のプライバシー保護を最優先とし、勇気ある行動を高く評価・称賛する。「最後まで守り通す」ことを明確に伝え、教育活動全体を通じて見守りを行い、安全確保のための取組を徹底する。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

(4) 集団および周囲の児童生徒への対応

周囲の児童生徒に対し、いじめを「自分たちの問題」として捉えさせる。傍観することは加害に加担するのと同義であることに気づかせ、被害者の心情を想像させる指導を行う。直接の制止が難しくとも、「信頼できる大人に知らせる勇気」を持つよう促す。同調者に対しては、その行為がいじめの一部であることを厳しく自覚させる。

4 保護者への対応

(1) いじめを受けた側の保護者およびいじめを行った側の保護者

重大事態としての調査が、事態の対処および再発防止を目的とするものであることを迅速かつ丁寧に事実説明を行い、理解を得る。いじめを受けた側の保護者に対しては、調査の経過や判明した事実関係を、適時適切な方法で誠実に説明する。

その際、必要に応じてスクールロイヤーと連携し、法的な根拠に基づいた丁寧な説明を行うことで、保護者が安心できる環境を作り、事態の長期化や重篤化を回避するよう努める。

(2) PTA (PTCA) 等との連携

役員等と情報を共有し、地域社会と一体となった解決に向けて積極的に協力・連携を図る。

(3) 緊急保護者会の開催

憶測による混乱を防ぎ、学校としての説明責任を果たすため、教育委員会と連携し、必要に応じて緊急保護者会を開催する。実施にあたっては、関係者の個人情報保護に細心の注意を払う。

5 関係機関等への対応

(1) 地域人材の活用

民生委員等の地域人材と連携し、地域における見守りや巡回活動を依頼する。

(2) 専門機関との連携

いじめの原因や背景の一つとして、家庭での児童虐待等の疑いがある場合は児童相談所へ速やかに通報する。また、精神疾患等が認められる場合は、臨床心理士等の専門的助言を踏まえ、医療機関と速やかに相談・連携する。

第4章 いじめ防止等の検証と見直し

1 基本方針の適時・適切な見直し

教育委員会および学校は、法の施行状況や国・県の基本方針の改定、社会情勢の変化等に
応じ、必要に応じて「加東市いじめ防止基本方針」および「学校いじめ防止基本方針」の見
直しを検討し、実効性を維持する。

2 取組状況の随時検証

教育委員会は、市内のいじめの発生状況や学校側の対応状況を客観的に把握し、いじめ防
止等に向けた各種施策が効果的に機能しているかについて、随時検証を行う。

3 学校評価を活用した検証と公表

学校は、自校のいじめ防止等に向けた取組について、学校評価（自己評価・関係者評価）
等の枠組みを用いて客観的に検証する。その結果を教育委員会に報告するとともに、保護者
や地域住民に対して公表し、透明性の確保と取組の改善に繋げる。

策 定	平成 26 年 4 月
一部改訂	平成 26 年 5 月
一部改訂	平成 29 年 4 月
一部改訂	平成 30 年 4 月
一部改訂	令和 5 年 4 月
一部改訂	令和 6 年 4 月
一部改訂	令和 7 年 4 月
改 定	令和 8 年 3 月